ごみの出し方・分別関係Ｑ＆Ａ

Ｒ９年４月１日から収集方法・分別区分変更関係

令和８年 11 月

関川村役場住民税務課住民環境班

内容

１．全般 3
１−１なぜ、収集方法と分別区分が変更されるのですか 3
１−２収集方法と分別区分が変更されるとのことですが、いつから変わるのでしょうか 3
１−３収集方法と分別区分が変更されるとのことですが、どのように変わるのでしょうか 3
２．「不燃ごみ」と「鉄くず類」の統合 4
２−１なぜ、不燃ごみと鉄くず類を一緒に回収するのでしょうか 4
２−２変更後の収集頻度や出し方を教えてください 4
２−３指定袋に入らないものはどのように出せばよいでしょうか 4
２−４不燃ごみと一緒に収集された鉄くずはリサイクルされますか 5
２−５充電式電池が取り外せないものは不燃ごみで出してもよいですか 5
２−６そのほかの留意点はありますか 5
３．「有害ごみ」区分の創設 6
３−１有害ごみとは何ですか 6
３−２なぜ、有害ごみの分別区分を新しく作ったのですか 6
３−３収集頻度や出し方を教えてください。 6
３−４モバイルバッテリーなど、充電式電池が外せないものはどうすればよいですか。 7
３−５長い蛍光管が袋から一部飛び出てしまいますがどうすればよいですか 7
３−６ファン付きの作業服はどのように捨てればよいですか 7
３−７なぜ、割れていない蛍光管は有害ごみで、割れたものは不燃ごみなのでしょうか 7
３−８充電式製品を役場に持ち込めば回収してくれますか 7
３−９なぜ、白熱球やＬＥＤは有害ごみではないのでしょうか 8
３−10 収集頻度が年に２回だと少ないように思います 8

収集方法・分別区分変更 Q&A（案）

１．全般

１-１なぜ、収集方法と分別区分が変更されるのですか

いただいたご意見やご要望を踏まえて検討した結果、村民の皆さまの利便性の向上などが見込まれるため変更するものです。

１-２収集方法と分別区分が変更されるとのことですが、いつから変わるのでしょうか

令和９年４月１日収集分から変更になります。

１-３収集方法と分別区分が変更されるとのことですが、どのように変わるのでしょうか

今回の変更は以下です。

１　これまで「不燃ごみ」と「鉄くず類」で分けていた分別区分を統合します。
今後は、「不燃ごみ」の収集日に、これまで「鉄くず類」として収集していたものも収集します。

２　有害ごみの区分を新しく作ります。
①蛍光管　②乾電池、充電式電池、③充電して使える製品を「有害ごみ」として収集します。

２.「不燃ごみ」と「鉄くず類」の統合

２−１なぜ、不燃ごみと鉄くず類を一緒に回収するのでしょうか

３つのメリットがあるためです。

１　鉄くず類の収集日が増えます。
これまで２ヶ月に１回だった鉄くず類が、「不燃ごみ」として毎月出せるようになり便利になります。

２　不燃ごみと鉄くず類の分別が不要になります。
これまで行っていただいていた不燃ごみと鉄くず類の分別が不要になります。

３　分別がわかりやすくなります。
これまで、不燃ごみは指定袋、鉄くず類は透明袋で出していただいていました。これからは不燃ごみも鉄くずも指定袋で出せるようになります。

２−２変更後の収集頻度や出し方を教えてください

収集頻度：
原則１ヶ月に１回（収集日程により、多少の変更が生じる場合があります。）

出し方：
指定袋に入れて、収集日に可燃資源兼用ステーションもしくは資源ごみのステーションへ出してください。

２−３指定袋に入らないものはどのように出せばよいでしょうか

15kg 以内であれば、これまで通り中型ごみ用収集処理券（ごみシール）を貼って出してください。
15kg 以上のものは「粗大ごみ」扱いになるので、処理業者へ収集を依頼するか、村上市ごみ処理場へ持ち込んで処理してください。

2-4不燃ごみと一緒に収集された鉄くずはリサイクルされますか

これまで通り、収集された鉄くず類は再資源化処理されます。

2-5充電式電池が取り外せないものは不燃ごみで出してもよいですか

絶対に不燃ごみでは出さず、有害ごみで出してください。
充電式の製品や充電池は、収集時や処理時に発火や破裂などの事故の危険があるためです。

充電式電池が取り外せるものは、本体は不燃ごみ、取り外した充電式電池は有害ごみに分別して出してください。

2-6そのほかの留意点はありますか

＜ステーションの使用方法について＞
これまで同様、ステーションの外で収集します。
ステーションの中に出された場合は収集されません。

＜蛍光管の出し方について＞

これまでは、不燃ごみで収集していましたが、令和９年４月１日からの分別方法が以下の通り変わります。
また、白熱球やＬＥＤは不燃ごみで出してください。

割れているもの　→　不燃ごみ
割れていないもの　→　有害ごみ

３.「有害ごみ」区分の創設

３−１有害ごみとは何ですか

蛍光管など微量の水銀が含まれるものや、処理方法を誤ると発火や破裂などの事故につながるものです。
村では、以下の３つを「有害ごみ」として収集します。

（１）蛍光管
（２）乾電池・充電池
（３）モバイルバッテリーや手持ち扇風機など充電して使えるもの

３−２なぜ、有害ごみの分別区分を新しく作ったのですか

適正な排出と安全な処理のために新しく「有害ごみ」の区分を作りました。
充電して使える製品はリチウムイオン電池が使用されていることが多く、近年発火や破裂などの事故が増加傾向にあります。
安全のため、可燃ごみや不燃ごみとは分けて収集や処理をする必要があることから、有害ごみの区分を新しく作りました。

３−３収集頻度や出し方を教えてください。

収集頻度：
　６ヶ月に１回。
出 し 方：
　収集日に透明な袋に入れて、可燃・資源兼用ステーションか資源ごみステーションに出してください。

充電して使える製品は以下のようにして出してください。
　①製品本体から充電池やバッテリーを取り外す。
　②取り外した充電池やバッテリーは「有害ごみ」に分別する。

なお、安全のため、充電を使い切って出してください。

3-4 モバイルバッテリーなど、充電式電池が外せないものはどうすればよいですか。

無理に分解すると危険なので、そのまま「有害ごみ」で出してください。

3-5 長い蛍光管が袋から一部飛び出てしまいますがどうすればよいですか

蛍光管の一部が袋から飛び出ていても、袋の口が結ばれていれば回収しますので、蛍光管は割らずに出してください。
割れた蛍光管は「有害ごみ」ではなく「不燃ごみ」で出してください。

3-6 ファン付きの作業服はどのように捨てればよいですか

ファン付きの作業服のほとんどは、服本体とファンを動かすためのバッテリーが分かれています。
捨てる時は、付属のバッテリーのみ有害ごみで捨ててください。
服本体は、可燃ごみ、充電用のアダプターなどは不燃ごみで捨ててください。

3-7 なぜ、割れていない蛍光管は有害ごみで、割れたものは不燃ごみなのでしょうか

蛍光管は微量ですが水銀が含まれているため、有害ごみで収集します。
割れた蛍光管は水銀が空気中などに排出されているため不燃ごみで収集します。

3-8 充電式製品を役場に持ち込めば回収してくれますか

一部の製品（モバイルバッテリー、加熱式たばこ、手持ち扇風機、電動工具、充電式電池本体）に限りますが役場に持ち込んでもらえば回収しています。

●受入可能日時　役場開庁日の８時 30 分から 16 時まで
●受入場所　　役場１F 住民税務課④窓口

3-9なぜ、白熱球やＬＥＤは有害ごみではないのでしょうか

水銀が含まれていないためです。
捨てる時は以下の見分け方を参考に分別してください。

蛍光管	ＬＥＤ・白熱球
品番： 「Ｆ」、「ＥＦ」で始まる （一部製品除く） 電球型は渦巻いた形状	品番： 「ＬＥＤ」の表示や「ＬＤ」で始まる 白熱球は球体の内部にコイル状形状がある

3-10 収集頻度が年に２回だと少ないように思います

「年に２回の収集では少ない」とのご意見も当然あるものと存じます。
今回、収集頻度の決定のため、過去の収集実績や収集量の推移などから「年２回の収集で効果測定を行う」方針といたしました。
今後も収集量の分析など実情の把握に努めてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。